

22 日 獣 発 第 263 号
平成 22 年 12 月 20 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認 及び家きん飼養農場への飼養衛生管理基準の指導

今般、平成 22 年 12 月 6 日付け 22 消安第 7279 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、韓国において口蹄疫の感染が拡大しており、島根県における鳥インフルエンザが強毒タイプで、本年 10 月に北海道の野生のカモの糞から分離されたウイルスに極めて近縁であったこと等を踏まえ、韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認(同省が作成したパンフレットによる畜産農家等への周知とともに、発生に関する周知状況の報告)及び家きん飼養農場への飼養衛生管理基準の指導(同省が監修したパンフレットに基づく家きん農場への飼養衛生管理の指導とともに、防鳥ネットの破れ、隙間等の確認等を中心とした、飼養衛生管理状況の確認・指導の結果の報告)について、各県都道府県畜産主務部長に改めて周知・徹底求めたので、本会あて家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応についての指導が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第7279号
平成22年12月6日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認及び家きん飼養農場
への飼養衛生管理基準の指導について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第7279号
平成22年12月6日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認及び家きん
飼養農場への飼養衛生管理基準の指導について

韓国における口蹄疫の発生については、「韓国における口蹄疫の発生について」（平成22年11月29日付け22消安第7132号農林水産省消費・安全局長通知）により畜産農家をはじめ関係機関・団体に周知し、侵入防止に万全を期すようお願いしたところ です。

また、島根県における高病原性鳥インフルエンザについては、「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認に伴う監視体制の強化（立入検査による野鳥等の侵入防止対策の確認・指導）について」（平成22年12月1日付け22消安第7201号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「体制強化通知」という。）により、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知。以下「対策強化通知」という。）の対象農場について改めて、立入りによる飼養衛生管理状況の確認・指導を徹底するようお願いしたところ です。

その後、韓国において口蹄疫の感染が拡大していること、島根県における鳥インフルエンザウイルスが強毒タイプであり、本年10月に北海道で野生のカモの糞から分離されたウイルスと極めて近縁であることが明らかになったこと等を踏まえ、下記の事項につきまして、改めて周知・徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 韓国における口蹄疫の発生に係る情報等の周知状況の確認

今般、別紙1のとおり畜産農家向けパンフレットを作成いたしましたので、これをもとに再度、畜産農家及び関係機関・団体に周知し、侵入・まん延防止に万全を期すようお願いいたします。

また、周知の状況につきまして、別紙2の調査表に基づき、平成22年12月28日（火）までに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）まで報告いただきますようお願いいたします。

なお、別紙1については、当省ホームページに掲載する予定となっておりますの

で、掲載次第、別途御連絡いたします。

2 家きん飼養農場への飼養衛生管理基準の指導について

- (1) 立入りによる飼養衛生管理状況の確認・指導に当たっては、動物衛生課が監修を行った別添の「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」を強化通知対象農場の全家きん飼養農場へ配布いただき、分かりやすく指導の上、特に防鳥ネットに破れ・隙間等がないか等について御確認いただきますようお願いいたします。なお、既に本パンフレットを配布の上、特段問題がないことを確認している農場については、この限りではありません。

また、本パンフレットにつきましては、既に当省ホームページに掲載されておりますので必要に応じて御活用ください。

アドレス：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/ai_eisei_check1.pdf

- (2) なお、特に防鳥ネットの破れ・隙間等の確認を中心とした飼養衛生管理状況の確認・指導の徹底につきましては、体制強化通知によりお願いしていますが、その結果を「島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（平成22年11月30日付け22消安第7131号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に定める別紙様式により、平成23年1月11日（火）までに御報告いただきますようお願いいたします。

韓国における口蹄疫の発生に係る周知状況調査

都道府県名: _____

当てはまる項目について[]内に○をつけてください(複数回答可)。
なお、その他()内には具体的事項について御記載願います。

1. 畜産農家への周知

① 連絡者: { 畜産主務課
家畜保健衛生所
生産者団体(名称:)
その他() }

② 連絡方法: { パンフレットを郵送
電話
FAX
農場を訪問
その他() }

③ 指示内容: { 症状の周知
健康観察・早期通報
消毒の徹底
特になし
その他() }

2. 生産者団体への周知

① 連絡者: { 畜産主務課
家畜保健衛生所
その他() }

② 連絡方法: { パンフレットを郵送
電話
FAX
その他() }

③ 指示内容: { 会員への周知
特になし
その他() }

3. 獣医師への周知

① 連絡者: { 畜産主務課
家畜保健衛生所
生産者団体(名称:)
その他() }

② 連絡方法: { パンフレットを郵送
電話
FAX
その他() }

③ 指示内容: { 症状の周知
健康観察・早期通報
消毒の徹底
特になし
その他() }

4. 広報誌等への掲載

① 掲載対象: { ホームページ
県広報誌
その他() }

5. 県庁内における危機管理体制の整備状況について

[]

6. その他

[]

韓国で口蹄疫が再発しました！

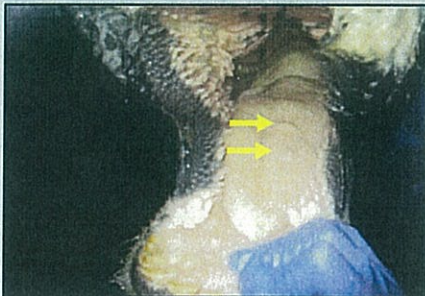
牛用

みなさんの家畜は大丈夫ですか？

口蹄疫とは・・・

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

舌の水ぶくれ(初期の症状)



口内のびらん(ただれ)



多量のよだれ(泡沫性)



写真:宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

重要

韓国における口蹄疫の再発について

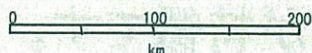
《経緯》

- 本年1月、**口蹄疫**が発生
- 約50,000頭を殺処分するなどして、6月にいったん終息。9月には清浄国に復帰
- 11月26日、同国南東部で**口蹄疫**が**再発**。既に30件の発生が確認されており、感染が拡大中。ソウル特別市(殺処分頭数も70,000頭超)
- なお、韓国全土の家畜市場は閉鎖済み。

《我が国の対応》

以下の対応を引き続き実施。

- 韓国からの偶蹄類動物の肉や稲わら等の輸入禁止
- 旅行者に対する靴底消毒などの徹底や手荷物
の検疫強化



慶尚北道 醴泉郡
1件 2010年12月(牛・O型)

慶尚北道 安東市
29件 11月26日以降(牛/豚・O型)

2010年12月6日現在

※日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日) ※出典:OIE ほか

更に詳しい口蹄疫の情報は、以下のホームページでもご確認いただけます。

- 動物衛生研究所
<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>
- 農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

韓国で口蹄疫が再発しました！

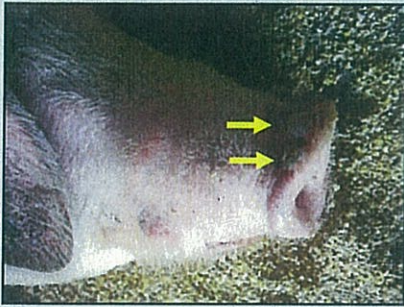
豚用

みなさんの家畜は大丈夫ですか？

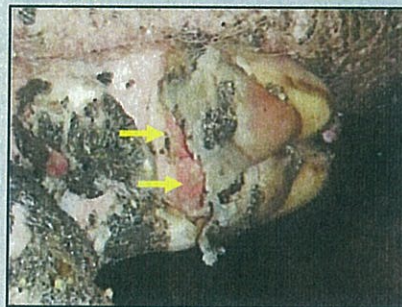
口蹄疫とは・・・

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

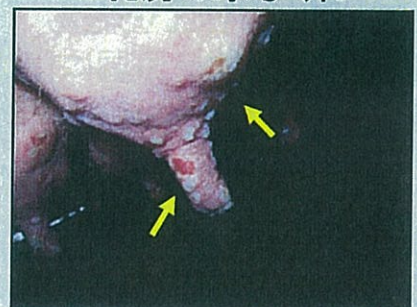
鼻の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれの破れ



乳房の水ぶくれ



写真：宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

重要

韓国における口蹄疫の再発について

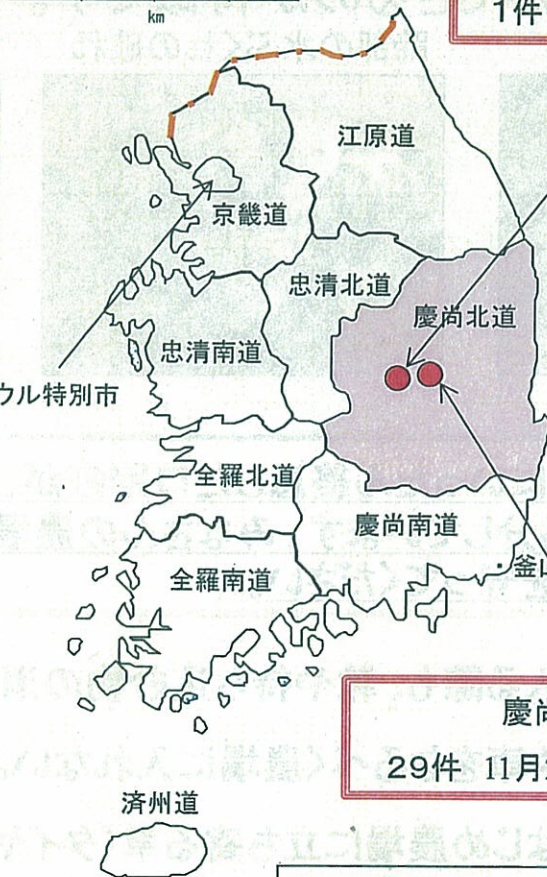
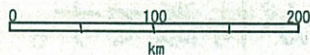
《経緯》

- 本年1月、口蹄疫が発生
- 約50,000頭を殺処分するなどして、6月にいったん終息。9月には清浄国に復帰
- 11月26日、同国南東部で口蹄疫が再発。既に30件の発生が確認されており、感染が拡大中。ソウル特別市(殺処分頭数も70,000頭超)
- なお、韓国全土の家畜市場は閉鎖済み。

《我が国の対応》

以下の対応を引き続き実施。

- 韓国からの偶蹄類動物の肉や稲わら等の輸入禁止
- 旅行者に対する靴底消毒などの徹底や手荷物 の検疫強化



慶尚北道 醴泉郡
1件 2010年12月(牛・O型)

慶尚北道 安東市
29件 11月26日以降(牛/豚・O型)

2010年12月6日現在

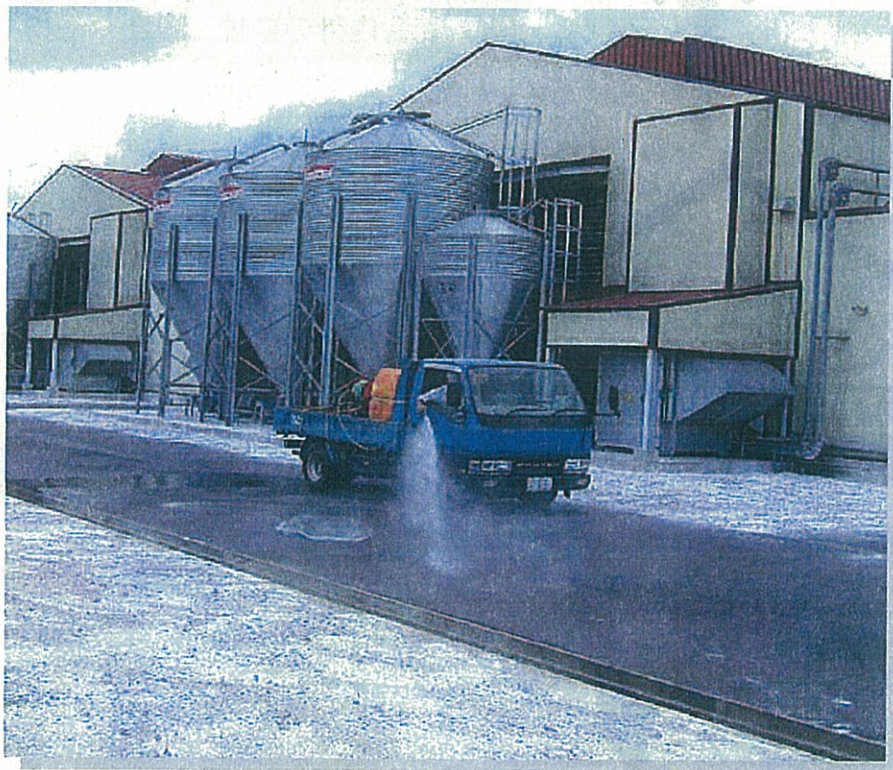
※日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日) ※出典:OIE ほか

更に詳しい口蹄疫の情報は、以下のホームページでもご確認いただけます。

- 動物衛生研究所
<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>
- 農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

養鶏農家・養鶏関係者の皆様へ

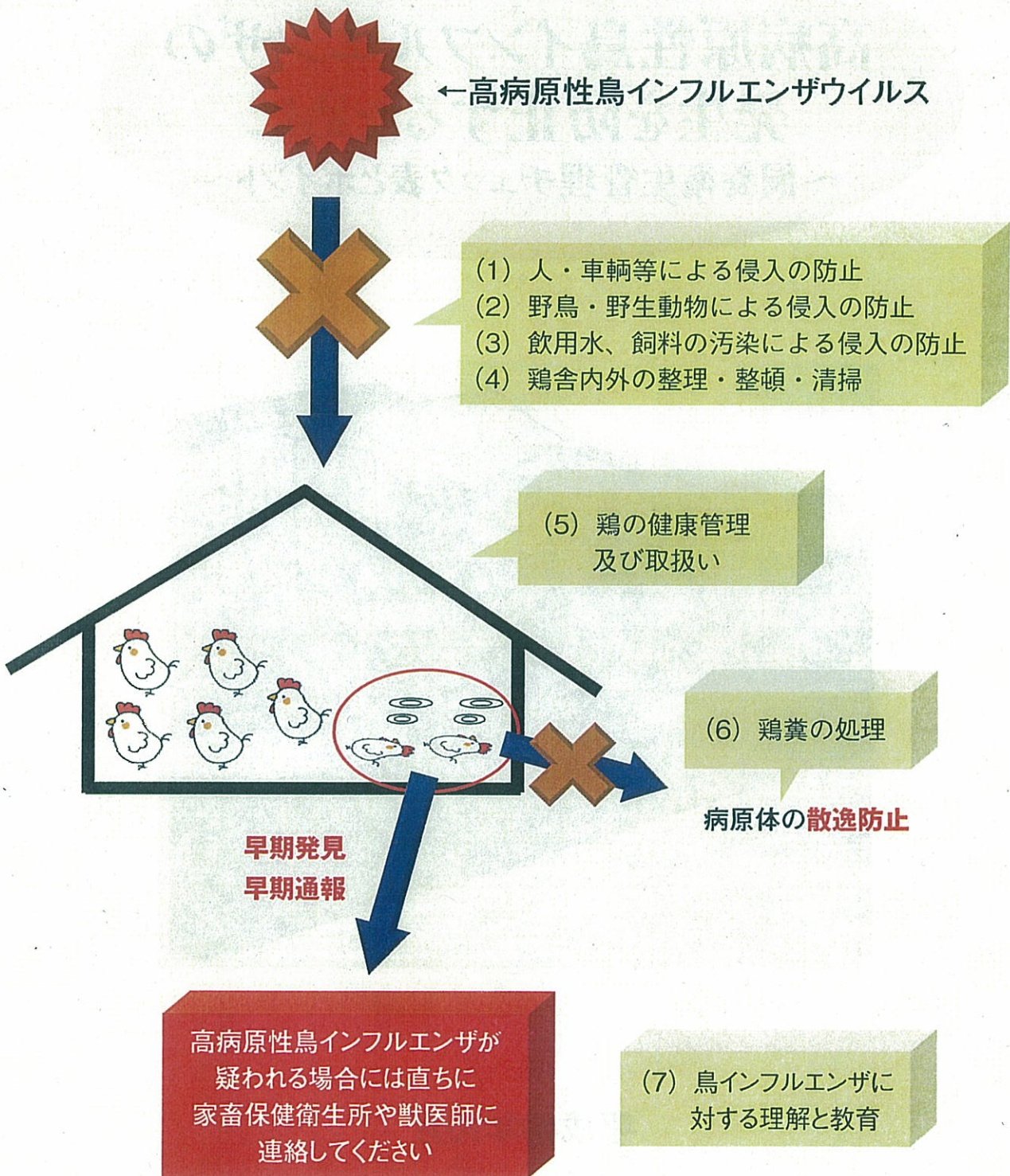
高病原性鳥インフルエンザの
発生を防止するために
～飼養衛生管理チェック表とポイント～



平成19年10月

社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために



高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するためのポイント

(1) 人・車輛等による侵入の防止

- ・農場出入口：外来者の出入りを監視したり、外来車輛の消毒等を確認しましょう。
- ・鶏舎出入口：外来者の出入りは最小限度とした上で、衛生的な区画と非衛生的な区画を分離しましょう。
衣服等に伝播するのを防止できる構造にしましょう。
- ・鶏舎内：踏込消毒槽と手指消毒用手押し式消毒器または消毒薬噴霧器を設置しましょう。

(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止

- ・鶏舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆったりと垂らすように張り、間隙を塞ぎましょう。また、破損が見つかったら、直ちに補修しましょう。
- ・防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止しましょう。
- ・ネズミを見つけた場合、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除しましょう。
- ・鶏舎周辺、農場敷地周縁及び農場内道路へ消石灰を散布しましょう。
- ・鶏舎の中に入ったら、すぐに扉を閉めましょう。

(3) 飲用水・飼料の汚染による侵入の防止

- ・新鮮な水道水を使いましょう。(貯留したままにすると塩素濃度が低下します。)
- ・水道水以外を使用する際には、鶏が飲む時に遊離塩素濃度が0.1 ppm以上含まれるように調整を行い、濃度は定期的に確認しましょう。
- ・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう、常に清潔を保ちましょう。
- ・倉庫等は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止及びネズミの駆除を徹底しましょう。

高病原性 鳥インフルエンザの 発生を防止するための ポイント

(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃

- ・ 鶏舎内外の整理・整頓・清掃や鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱等の撤去により、ネズミや野鳥の繁殖場所をなくしましょう。

(5) 鶏の健康管理及び取扱い

- ・ 不健康な鶏は、病気に感染しやすくなります。健康な鶏を飼養するため、健康な鶏の導入や死亡鶏の適切な処理を行うことが重要です。
- ・ 鶏舎内の環境整備（適正な飼養羽数と良い換気）や鶏への適正な飼料の給与など一般的な飼養管理の向上に心がけることが重要です。

(6) 鶏糞の処理

- ・ 鶏糞は農場内で適切な水分管理をして十分に発酵させましょう。
(中心温度70℃以上)
- ・ やむを得ず、農場外に持ち出す場合は、鶏糞から他の農場への病原体の拡散に注意しましょう。
- ・ 鶏糞処理施設には防鳥ネットを張りましょう。

(7) 鳥インフルエンザに対する理解と教育

- ・ 日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めましょう。

〈飼養衛生管理チェック表〉

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(1) 人・車輛等による侵入の防止			
ア 農場出入口			
ア) 農場への人・車輛の入場制限			
・農場出入口に門を設置し、常に閉めていますか			
・農場出入口に「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか			
・入場車輛は指定された場所に駐車していますか			
イ) 入場車輛・物品の消毒			
・入場車輛の消毒を行っていますか			
・農場へ持ち込まれる物品を消毒していますか			
ウ) 農場専用衣服等への更衣			
・更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等へ付着しないような構造になっていますか			
・農場内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
・農場入場者は農場内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
エ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口・出口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
イ 鶏舎出入口			
ア) 部外者の入場制限			
・部外者の鶏舎への入場は禁止していますか			
イ) 鶏舎専用の衣服等への更衣			
・更衣場所は、鶏舎外の汚れが鶏舎内へ持ち込まれないような構造になっていますか			
・鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
・鶏舎内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
ウ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
エ) 器材等の洗浄・消毒			
・鶏舎内へ持ち込まれる器材等は洗浄・消毒していますか			
ウ 鶏舎内			
鶏舎内での消毒			
・鶏舎毎の鶏舎入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
・各鶏舎内に手指用の消毒器を設置していますか			
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止			
ア 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか			
・鶏舎			
・袋詰め飼料などを保管する倉庫			
・鶏糞処理施設			
・防鳥ネットの網目は2cm以下ですか			
・防鳥ネット等は上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか			
・防鳥ネットは破損が見つかったら、直ちに補修していますか			
・防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか			
イ ネズミの駆除			
・防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか			
・ネズミの侵入経路を確認していますか			
・捕獲装置や殺鼠剤などにより駆除していますか			

飼養衛生管理チェック表

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止 (つづき)			
ウ 鶏舎・農場周辺の消石灰散布			
・鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2~3m幅で消石灰を散布していますか			
エ 鶏舎入場後の閉扉			
・鶏舎の中に入った後、すぐ扉を閉めていますか			
(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止			
ア 飲用水の汚染防止			
・新鮮な水道水を使用していますか (貯留したままにすると塩素濃度が低下します)			
・水道水以外を使用する場合、塩素の調整及び定期的な濃度点検を行っていますか			
イ 飼料の汚染防止			
・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか			
・倉庫は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか			
・倉庫は、鶏舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか			
(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃			
・鶏舎内外の整理・整頓・清掃を定期的に行っていますか			
・鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱などの撤去を行っていますか			
(5) 鶏の健康管理及び取扱い			
ア 導入鶏の健康確認			
・導入鶏の健康を確認していますか			
イ 死亡鶏の取扱い			
・死亡鶏は毎日取り出し、羽数を記録していますか			
・死亡鶏の羽数が異常な場合、直ちに家保に届け出ていますか			
・死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか			
・死亡鶏は専門業者に処理委託していますか			
ウ 出荷鶏の引き渡し			
・出荷鶏は指定の場所で処理業者に引き渡していますか			
エ 家保等への連絡			
・鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家保や獣医師へ連絡していますか			
オ 鶏の抵抗性の向上			
・良好な鶏舎環境や適正な飼料給与など一般的な飼養管理の向上に心がけていますか			
・他の疾病の予防のための適正なワクチン接種をしていますか			
(6) 鶏糞の処理			
・鶏糞は農場内で発酵により処理していますか			
(やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は)			
・運搬車輛からのこぼれ防止をしていますか			
・ホコリの飛散防止をしていますか			
・タイヤの洗浄・消毒を徹底していますか			
・専用の衣服等を着用していますか			
(7) 従業員の知識習得			
・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか			

注：評価欄
 ・適正に行われている場合 :○
 ・適正に行われていない場合 :×
 ・行う必要がない項目 :ー

社団法人全国家畜産物衛生指導協会

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-9 綿羊会館内
TEL 03 (3833) 3861 FAX 03 (3833) 3864